

**壁をなくす対話** 障害は「社会」にある。

# 合理的配慮申請について

Reasonable accommodation

崇城大学 学生支援センターでは、障害等のある学生に対して合理的配慮の申請をサポートしています。

## 合理的配慮とは

大学における合理的配慮とは、障害のある学生が、他者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学が行う必要かつ適当な変更・調整を行うことです。教育の本質を変えず、過度な負担のない範囲で、障害等のある学生の社会的障壁を取り除くことを指します。

配慮の具体的内容は、学生の個々の状況や授業の形態によって異なりますが、高等教育機関においては授業への参加、課題提出、試験、研究実施と論文作成は必須であり、学生の果たすべき義務でもあります。

精神疾患や障害、難病等のある学生が、障害による不利益なく、それらの義務を果たせるような配慮を検討します。

## 合理的配慮の例

個々の障害や種類の程度、授業や研究活動等の目的・内容・機能に応じて、下記のような配慮を授業担当教員や研究指導教員等が行います。

※この内容はあくまでも例ですので、実際の配慮内容は学生と個別に面談をしながら、個々の学生の特性に応じて検討しますので、学生支援センターまでご相談ください。

- ▶ 障害による留意事項の教職員への伝達
- ▶ 録音機器の持ち込み・使用許可
- ▶ 遮音用イヤホン・ヘッドホン等の持ち込み・使用許可
- ▶ 受講時における途中入退室の許可（指定された時間内のみ）
- ▶ 実験・実習における手続きのマニュアル化
- ▶ 教員による指示伝達方法の明確化・具体化
- ▶ グループワーク時における発言ルール等の明確化
- ▶ 授業等の評価基準を本質的に変更しない範囲での成績評価方法の調整（集団から個別発表への変更など）
- ▶ 板書の撮影許可
- ▶ 受講時における座席位置の配慮
- ▶ 休憩室の確保
- ▶ 授業資料等の提供
- ▶ 授業中のパソコンの持込・使用許可
- ▶ 試験時におけるパソコン回答の許可
- ▶ 試験時における別室受験の許可

上記の配慮は、これまでに発達障害の診断または傾向のある学生に実施してきた合理的配慮の「一例」であり、個々の学生や授業・研究活動によって提供できる内容が異なりますので、ご注意ください。

希望する配慮内容が障害特性と関連がない場合や、授業等における評価基準の本質的変更該当すると判断される場合には、必ずしも希望の配慮が受けられないこともありますので、ご注意ください。

※例：「ASDの聴覚過敏があり、ノイズキャンセリングイヤホンの着用を認めること」

⇒ 「障害特性と希望する配慮内容に関連があり、成績評価基準の本質的変更該当しないと判断されるため、認められる」

※例：「授業に参加することなく、単位を認めること」

⇒ 「授業時の討論への参加が成績評価基準に含まれる場合、希望する配慮内容により評価基準を本質的に変更すると判断されるため、認められない」



# 合理的配慮申請の流れ



01



## 相談申込

授業における配慮を希望する学生、配慮内容について相談したい学生は、学生支援センターへお越しください。電話やメールでも申込することができます。新1年生については、「入学手続要綱」の冊子に「修学における合理的配慮についての調査票」があり、調査票より申し込むことができます。

02



## 面談・聴き取り

学生支援センターソーシャルワーカーが配慮申請の流れや手続きについて説明します。また、障害の程度や状態、困りごと、過去に受けていた配慮、希望する配慮内容について聴き取りを行います。

03



## 申請書の提出

医師の診断書、障害者手帳、発達検査・心理検査の結果等の根拠資料とともに、「合理的配慮申請書」を提出していただきます。記入の仕方についても適宜サポートします。

04



## 配慮内容検討会

所属する学部・学科の先生が参加する配慮内容検討会を開催し、授業内における具体的な配慮内容を一緒に検討します。学生本人（必要に応じて保護者）も参加し、障害特性や状態、履修計画、要望内容について説明していただきます。  
→配慮内容検討会を基に、学生支援センターにて修学支援計画を作成します。

05



## 申請の承認

合理的配慮の必要性について学生支援委員会・学生支援運営委員会で審議します。  
→承認された学生についての情報は学内にて共有されます。  
※個人情報保護されます。

06



## 配慮依頼文の提出

必要に応じて学生本人が「配慮依頼文」を授業担当教員へ直接渡します。配慮依頼文書に沿って、学生の状況や希望を確認し、授業担当教員としてできること、できないことを当該学生と調整し合意するための対話（建設的対話）の場を設けます。  
※配慮依頼文の活用については事項を参照

07



## モニタリング面談

年に2回、学生支援センターにてモニタリング面談を実施します。大学生活での困り感等状況を確認し、必要に応じて配慮内容の再調整を行います。7・12月頃を予定しています。

## 合理的配慮を受けるには？

学生支援センターに支援申請をしている障害のある学生が対象となります。合理的配慮の調整や配慮依頼文書の作成を希望する学生は、学生支援センターにご連絡ください。

なお、合理的配慮の提供には**診断書や検査所見等の根拠資料が原則的に必要です。**  
主な根拠資料の例は下記の通りです。

- ▶ 障害者手帳の種別・等級・区分認定
- ▶ 適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- ▶ 標準化された心理検査等の結果
- ▶ 学内外の専門家の所見
- ▶ 高等学校・特別支援学校等での支援状況に関する資料 など



根拠資料がない場合も、必要に応じて、学生支援センターで面談を通じた根拠資料の作成を行いますので、ご相談ください。

# 配慮依頼文について

「支援申請書」を提出され承認された学生に対し、教育支援計画に基づいた**配慮依頼文**を作成します。障害や特性の状況、具体的な配慮希望内容について記載しているものです。

合理的配慮申請者の情報は学内システムにて共有されていますが、学生自身が直接（対面にて）手渡しすることで、合理的配慮を実施（提供）する側が適切に把握することに繋がります。

※配慮依頼文の活用については必須ではありません。

必要性を感じた際に活用できるツールとしてご検討ください。

## 活用方法

- はじめて関わる先生の講義が始まる際、事前に渡しておく。
- 授業への参加において困りごとを感じた際、自身の状況を説明する際の資料として渡す。  
→授業担当教員としてできること、できないことを学生と調整し、合意するための対話（建設的対話）の場を設けます。



## 見本

### 取扱注意

#### 合理的配慮について【依頼】

学生支援センターにおいて診療情報等に基づき総合的に判断し、合理的配慮の対象となることが確認されました。本人の特性等をご理解の上、合理的配慮の考え方（※）を踏まえて下記のとおりご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この合理的配慮は現時点のものですが、状況やニーズに応じて少なくとも年2回（各学期末）の更新を行うことを申し添えます。

本人氏名		性別		学籍番号	
障害種	視覚障害 / 肢体不自由 / 精神障害 / 聴覚・言語障害 / 発達障害 / 病弱・虚弱 / その他の障害				
学部・学科		学年			

診断名 疑われる症状	<input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳（ ） <input type="checkbox"/> 疑われる症状（カウンセラー： ）
本人の困り感 社会的障壁	
配慮要望事項	
授業支援内容 (具体的な内容)	
備考	

※修学場面における「合理的配慮」とは、本人の授業（講義・演習・実習等）への参加を妨げる社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の解消または除去のための調整・対応で、以下の考えに即したものを指します。

- ① 授業の本質および到達目標への変更を要しない
- ② 評価基準の引き下げにつながらない
- ③ 他の学生との不適当な区別（不公平等）につながらない
- ④ 教育・事務・財政等において過重な負担にならない

令和6年 4月 10日

崇城大学 学生支援センター

キャンパスソーシャルワーカー

社会福祉士

邑上 由依



修学支援計画をもとに作成します。

診断名や症状、備考欄の記載方法についてはソーシャルワーカーと一緒に考え、作成します。

### 活用

## 1

### 授業の初回に担当教員に渡す

授業の初回に渡しておくことで、教員側が学生を認識しやすくなります。

直接顔を合わせて対話することで、書面では伝わりにくい情報が相手に伝わります。



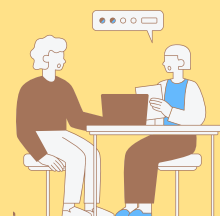
### 活用

## 2

### セルフアドボカシーを高める

セルフアドボカシーとは、自分自身の権利やニーズを理解し、それを適切に他者に伝える能力を指します。

依頼文を渡す際、教職員から質問を受けたり、具体的な対応について話し合う場面が生じることで、自己表現の実践、状況に応じた柔軟な対応を学ぶ機会ともなります。



## 欠席に関する合理的配慮申請について

履修の申請をした授業には、毎回出席し、遅刻や欠席等のないようにしてください。原則として3分の2以上の出席がなければ定期試験の受験資格はなくなります。

欠席に対する合理的配慮が必要であると認められた場合は、「欠席に関する合理的配慮申請書」を学生支援センターに提出してください。

**※事後に申し出る場合は、欠席が明けた後すぐに学生支援センターまでお越しください。**

合理的配慮が必要であると確認できる資料を添付し、学生支援センターにお越しください。診断書などの具体的な資料がない場合、必要に応じて学生支援センターで作成致します。

### 申請の流れ

01

学生支援センターに申し出、相談員との面接

02

学生支援センターで「欠席に関する合理的配慮申請書」を記入し、提出する。

03

学生支援センターにて受理し、教務課に提出する

04

教務課より学生支援センター・教務課押印済みの「欠席に関する合理的配慮申請書」をメール受信

※各担当教員のメールアドレスはシラバスより確認

05

メール受信から2日以内に各科目担当教員へ「欠席に関する合理的配慮申請書」を添付したメールを送信

06

各授業担当教員より欠席授業回の動画・資料の確認等、学修に関する指示を受信

07

各授業担当教員の指示に基づき学修した後、直ちに各授業担当教員へ終了した旨を報告

欠席した当日の症状や状況等をキャンパスソーシャルワーカーが面談にて聞き取ります。

定期的な病院受診による治療に対する欠席については、自立支援医療の写しや通院歴の分かるものを準備してください。

※必要に応じて所見を作成します。



本学では、合理的配慮を求める側と実施（提供）する側が話し合っ、過重な負担にならない範囲で、できることを考えた上で合意して決めていきます。

合理的配慮の内容は、障害のある学生が障害のない学生と公平に修学するためのプロセス（学習の方法や評価の方法）の調整を検討するためのものであり、カリキュラム・ポリシーに基づき各授業で設定される教育の目的・内容・機能の本質・成績の基準を変更することとは異なります。

### 欠席に関する「公欠」と「合理的配慮」の違いについて

公欠は、特定の事由で授業を欠席する際に、要件を満たすことで欠席扱いとしない制度です。これは、特定の事由に該当するすべての学生に一律に適用されます（詳細は学生便覧を参照）。

一方、合理的配慮は、障害のある学生が他の学生と平等に「教育を受ける権利」を享受できるよう、大学が個々の状況に応じて必要な調整を行うことです。これは特定の事由ではなく、学生一人ひとりの状況に合わせて個別に検討・適用されます。障害による症状の悪化に伴う欠席や遅刻、定期的な通院・治療、体力的な問題などが具体的な事由となります。

したがって、欠席に関する合理的配慮の申請は、公欠の枠組みとは異なる個別の手続きとして扱われます。